

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月16日

【発行者名】 UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャプ
(UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
マイケル・ケール (Michael Kehl)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャプ
ーバランسد (米ドル)
(UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
- Balanced (USD))

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
バランسد (米ドル)
クラスP-a c c投資証券
クラス(日本円・ヘッジ) P-a c c投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
バランسد (米ドル)
クラスP-a c c投資証券
13億3,700万米ドル (約1,519億円)
クラス(日本円・ヘッジ) P-a c c投資証券
923億2,000万円

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2016年2月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(バランسد(米ドル)クラスP-a c c投資証券については13.37米ドルに1億口およびクラス(日本円・ヘッジ) P-a c c投資証券については9,232円に1,000万口を乗じて算出した金額である。))。

(注2) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2016年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.62円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年4月28日に提出した有価証券届出書（平成28年7月29日付および平成28年12月22日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、平成29年2月28日付で、投資方針および手数料等に関する事項等が修正され、ファンドの設立地における英文目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

<訂正前>

（前略）

（2）外国投資法人の目的及び基本的性格

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人（「本投資法人」）の名称	UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ (UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV)
（中略）	
定時投資主総会	本投資法人の登録された事業所において、 <u>毎年2月20日の14時（2012年より毎年4月20日の14時）</u> に開催する。 <u>2月20日（2012年以降は4月20日）</u> がルクセンブルグの営業日（ルクセンブルグの銀行が営業を行っている日）でない場合は翌営業日に開催する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（2）外国投資法人の目的及び基本的性格

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人（「本投資法人」）の名称	UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ (UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV)
（中略）	
定時投資主総会	本投資法人の登録された事業所において、毎年4月20日の14時に開催する。4月20日がルクセンブルグの営業日（ルクセンブルグの銀行が <u>通常</u> 営業を行っている日）でない場合は翌営業日に開催する。

（後略）

2 投資方針

<訂正前>

(前略)

(4) 投資制限

(中略)

1. 投資商品

1.1 本投資法人の投資対象は以下のとおりである。

(中略)

- b) 2002年法パートⅡに従い少なくともリスク分散原則を遵守し、投資者保護を意図した規制当局の監督に服する投資法人（以下「規制ファンド」という。）のファンド受益証券または投資証券。
EU、スイス、香港、米国、カナダ、ノルウェー、日本、ジャージー、ガーンジーおよびリヒテンシュタインに所在するファンド／投資法人は規制ファンドとみなす。

(中略)

2. リスク分散

2.5 サブ・ファンドは、一または複数のその他のサブ・ファンドが発行するまたは発行された投資証券を購入し、取得しおよび／または保有することができるが、以下を条件とする。

- － ターゲット・サブ・ファンドは自ら、当該ターゲット・サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと、
- － 取得される複数のターゲット・サブ・ファンドが他のUCIの受益証券に投資することができる資産は、英文販売目論見書または設立書類に従い、合計で10%を超えてはならないこと、
- － ターゲット・サブ・ファンドに投資したサブ・ファンドまたはターゲット・サブ・ファンドのいずれのレベルでも、管理／申込みまたは買戻しの手数料は重複して請求されないこと。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(4) 投資制限

(中略)

1. 投資商品

1.1 本投資法人の投資対象は以下のとおりである。

(中略)

- b) 2010年法パートⅡに従い少なくともリスク分散原則を遵守し、投資者保護を意図した規制当局の監督に服する投資法人（以下「規制ファンド」という。）のファンド受益証券または投資証券。
EU、スイス、香港、米国、カナダ、ノルウェー、日本、ジャージー、ガーンジーおよびリヒテンシュタインに所在するファンド／投資法人は規制ファンドとみなす。

(中略)

2. リスク分散

2.5 サブ・ファンドは、本投資法人の一または複数の他のサブ・ファンドが今後発行するまたは同サブ・ファンドによる発行済みの投資証券を購入し、取得しおよび／または保有することができるが、以下を条件とする。

- － 対象サブ・ファンドは自ら、当該対象サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと、
- － 取得される複数の対象サブ・ファンドが同一のUCIの他の対象サブ・ファンドの受益証券に投資することができる資産は、かかる他の対象サブ・ファンドの英文販売目論見書または設立書類に従い、合計で10%を超えないこと、

(中略)

- － 対象サブ・ファンドに投資したサブ・ファンドまたは対象サブ・ファンドのいずれのレベルでも、管理／申込みまたは買戻しの手数料は重複して請求されないこと。

(後略)

4 手数料等及び税金

<訂正前>

(前略)

(4) その他の手数料等

(中略)

UCIおよびUCITSに関しては、サブ・ファンド／投資証券のクラスおよび本投資法人の段階で請求される管理報酬は、各投資証券クラスのそれぞれの定率報酬よりも最大で合計1%多い額とすることができる。ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエステート・ファンズに関しては、各投資証券クラスのそれぞれの定率報酬よりも最大で合計1.5%多い額とする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(4) その他の手数料等

(中略)

他のUCIおよびUCITSに関しては、サブ・ファンド／投資証券のクラスおよび本投資法人の段階で請求される管理報酬（対象ファンドの段階で発生する運用報酬を除く。）は、該当する投資証券クラスのそれぞれの定率報酬よりも最大で3%（3.000%）多い額とすることができる。ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエステート・ファンズに関しては、該当する投資証券クラスのそれぞれの定率報酬よりも最大で4.5%（4.500%）多い額とする。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

<訂正前>

(1) 資産の評価

(i) 純資産価格の計算

(中略)

- g) 証券取引所で取引されていないまたは公開されている他の規制された市場で取引されていない短期金融商品は、関連するイールドカーブを基準として評価される。イールドカーブに基づく評価は、金利および信用スプレッド要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残余期間の金利にもっとも近似した金利が差し込まれる。このように計算される金利は、原発行体を反映する信用スプレッドを加算して市場価格に転換される。発行体の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整される。

関係する注文日から関連する評価日までの間のサブ・ファンドの受取利息は、当該サブ・ファンドの資産の評価に含まれる。そのため、特定の評価日の投資証券1口当たり純資産価格は、推定利息収益を含む。

- h) 関係するサブ・ファンドの表示通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける取引の公示仲値（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における公示仲値で評価する。

(後略)

<訂正後>

(1) 資産の評価

(i) 純資産価格の計算

(中略)

- g) 証券取引所で取引されていないまたは公開されている他の規制された市場で取引されていない短期金融商品は、関連するイールドカーブを基準として評価される。イールドカーブに基づく評価は、金利および信用スプレッド要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残余期間の金利にもっとも近似した金利が差し込まれる。このように計算される金利は、原発行体を反映する信用スプレッドを加算して市場価格に転換される。発行体の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整される。

- h) 関係するサブ・ファンドの表示通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける取引の公示仲値（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における公示仲値で評価する。

(後略)

3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

<訂正前>

(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利

(中略)

(f) 報告書を受領する権利

(中略)

投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグの日刊紙および、必要な場合は海外の日刊紙に公告される。

(後略)

<訂正後>

(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利

(中略)

(f) 報告書を受領する権利

(中略)

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していないか、ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

(後略)